

令和 7 年 9 月開催 多可町インターネット公有財産売却 入 札 案 内 書

この一般競争入札は、紀尾井町戦略研究所株式会社（KSI）が提供する官公庁オークションを利用して行う町有財産の売払手続きです。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

目 次

入札による売払手続きの流れ	1
入札公告	3
誓約書及び多可町インターネット公有財産売却ガイドライン	7
公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書	21
誓約書	22
委任状	23
公有財産売買契約書	24

多可町役場 財政課 インターネット公有財産売却担当

電話番号 0795-32-4771

<https://www.town.taka.lg.jp/>

入札による売払手続きの流れ

ID の取得

- ・入札に参加するには、ID の取得（法人で参加申込みを行う場合は法人代表名で取得）が必要となります。



入札参加仮申込み

令和 7 年 9 月 1 1 日（木）13:00 から
令和 7 年 9 月 2 9 日（月）14:00 まで

- ・参加申込み前に誓約書及び多可町インターネット公有財産売却ガイドラインに同意していただく必要があります。
- ・紀尾井町戦略研究所株式会社（以下「KSI」という。）が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）の画面上で手続きを行ってください。
- ・手続き終了後、仮申込みの完了メールが届きます。
- ・仮申込みは物件ごとに必要となります。



入札参加本申込み

令和 7 年 9 月 1 1 日（木）13:00 から
令和 7 年 9 月 2 9 日（月）14:00 まで

- ・物件ごとに所定の入札参加申込書と添付書類を同封して提出してください。
添付書類 入札参加申込書、誓約書、住民票等
※委任される場合は、委任状が必要です。
提出先 〒679-1192
兵庫県多可郡多可町中区中村町 123 番地
多可町役場 財政課
インターネット公有財産売却 担当
- ・郵送する場合は、配達記録や書留など確実に届く方法で送付してください。（申込締切日の消印有効）



入札参加申込みの完了

- ・入札参加申込書の記載内容及び添付書類が確認できた場合、本申込みの完了メールが届きます。



入札

令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）13:00 から
令和 7 年 1 0 月 2 1 日（火）13:00 まで

- ・仮申込みの際に登録した ID を使い、売却システム上で入札価格を登録してください。
- ・入札価格の登録は 1 回限りしか行うことができません。



開札（落札者の決定）

令和7年10月21日（火）13:00 から

令和7年10月23日（木）17:00 まで

- ・ 入札者全員に入札結果を電子メールにて送信します。
- ・ 落札者には今後の手続き確認のため電話連絡をさせていただく場合がございます。



契約手続

締切期限

令和7年10月30日（木）17:00 まで

- ・ 落札者に契約書と売買代金納付書を送付いたします。
- ・ 売買代金を納付いただき、契約書に必要事項を記入、押印の上、町に提出してください。
- ・ 契約書は2部送付します。
2部押印の上、2部とも提出をしてください。
- ・ 契約締結後、落札者控え分1部を送付します。



売買代金の支払い

支払期限

令和7年11月 4日（火）14:30 まで

- ・ 契約保証金は、売買代金に全額充当します。
- ・ 契約保証金を差し引いた売買代金の残額を町が発行する納入通知書、又は町が指定する金融機関口座にて納付してください。



落札物件引き渡し方法

（自動車の場合）

- ・ 売買代金の入金確認後、落札者と日程調整を行い、保管場所にて引き渡しを行います。落札者にて所有権移転等の手続きをお願いします。
- ・ 自動車引き渡しに要する費用は、全て落札者負担とします。

（自動車以外の動産の場合）

- ・ 自動車以外の動産は、落札者が希望される方法で引き渡しを行います。
- ・ 郵送等による引き渡しの場合は、町で梱包し落札者着払いで発送いたします。梱包はいたしますが、輸送途中で破損等があった場合、町は一切の責を負わないものとします。

多可町公告第2号

次のとおり、一般競争入札(以下「入札」という。)により町有財産を売払う。

令和7年9月11日

多可町長 吉 田 一 四

1 入札に付する物件

物件 番号	物件の種類	規格・型式	数 量	予定価格	入札保証金
財 産 R07- 001	車両	スバル レガシィ CBA-BP5	1台	45,000円	4,500円

(注) 予定価格とは、あらかじめ多可町が定めた最低落札価格をいう。

2 入札参加者に必要な資格は、多可町公有財産売却実施要綱(平成25年多可町告示1号)第9条各号のいずれにも該当しない者

3 入札に参加する者が順守しなければならない条件

- (1) 多可町インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「町のガイドライン」という。)並びに紀尾井町戦略研究所株式会社(以下「KSI」という。)が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し及び順守すること。
- (2) 本公告に定める手続に従って、あらかじめ入札の参加申込みを行うこと。

4 入札の参加申込み

(1) 入札参加仮申込み

入札に参加しようとする者は、令和7年9月11日(木)13時00分から令和7年9月29日(月)14時00分までにKSIの提供するインターネット公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)により、入札参加仮申込みの手続を行うこと。

(2) 入札参加申込み

入札参加申込み(本申込み)は、(1)による入札参加仮申込みを完了した後、次に掲げる場所及び期間に持参又は郵送により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。

また、入札参加申込書には、居住地の市区町村長が発行した住民票(本籍・続柄を記載し、個人番号(マイナンバー)、住民票コードの記載のないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書)を添付すること(いずれの書類も入札執行前3か月以内に発行されたものであること。写し可。)。

なお、入札参加仮申込みをしていない者は、入札参加申込みを行うことができない。

ア 受付場所

〒679-1192

兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地

多可町役場財政課 インターネット公有財産売却 担当

イ 受付期間

令和7年9月11日（木）13時00分から令和7年9月29日（月）14時00分

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 受付時間

平日 9時00分から17時00分まで（正午から13時までを除く。）

エ 留意事項

郵送による受付の場合は、受付期間の終了日の消印有効とする。

5 町のガイドライン、契約条項その他関係書類の示す場所及び期間

(1) 場所

ア 4の(2)のアに同じ。

イ 多可町ホームページ及び公有財産売却システム上

(2) 期間

令和7年9月11日（木）13時00分から令和7年9月29日（月）14時00分まで

なお、受付場所における閲覧時間は、4の(2)のウと同じとする。

6 売却物件の下見

(1) 売却物件の下見申込み

売却物件の下見を希望する者は、多可町財政課（電話0795-32-4771）あてに電話連絡をし、希望日時を申し出るものとする。希望日時は、電話連絡のある日から原則、5開庁日以後とし、かつ、開庁時間内（平日の9時00分から17時00分まで）とする。ただし、当該連絡をもって希望日時による売却物件の下見を確約するものではない。

(2) 下見実施期間

前号に掲げる下見の実施期間は、令和7年9月11日（木）13時00分から令和7年9月29日（月）14時00分までとする。

7 入札執行の場所及び期間

(1) 場所

公有財産売却システム上で行うものとする。

(2) 入札

令和7年10月14日（火）13時00分～令和7年10月21日（火）13時00分まで

(3) 開札（落札者の決定）

令和7年10月21日（火）13時00分～令和7年10月23日（木）17時00分まで

8 入札の方法

- (1) 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。

なお、この登録は、1回限り行うことができるものとする。

9 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、予定価格(最低落札価格)の100分の10以上の額で町が定めた額の入札保証金を公有財産売却システム上で行う、クレジットカードにより納付する。なお、入札保証金には利子を付さない。

- (2) 落札者の納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、契約保証金に全額充当する。

なお、落札者が町の指定した期限内に契約を締結しない場合は、入札保証金は没収し、返還しない。

- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後に返還する。

10 落札者の決定の方法

入札期間終了後、町は公有財産売却システムを使用して開札確認を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、落札となるべき最高価格の入札者が複数ある場合は、くじ(自動抽選)により落札者を決定するものとする。

11 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

12 契約保証金

- (1) 契約保証金は、予定価格(最低落札価格)の100分の10以上の金額(9の(1)と同額)とし、契約締結時点において、入札保証金の充当をもって納付するものとする。

なお、落札者が契約を履行しない場合は、契約保証金は没収し、返還しない。

- (2) 契約保証金は、13の売買代金が納付された時点で、売買代金に全額充当する。

13 売買代金

落札者は、売買代金から契約保証金を差し引いた残金について、町が発行する「納入通知書」により 令和7年11月4日(火)14時30分までに納入すること。

14 危険負担

落札後、契約を締結した時点で、売買物件に係る危険負担は落札者に移転する。したがって、契約締結後に発生した売買物件の滅失、毀損など多可町の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできない。

15 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札及び契約に関する手続の担当

多可町 財政課 インターネット公有財産売却 担当

〒679-1192

兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地

TEL. 0795-32-4771 FAX. 0795-32-4203

多可町インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の「誓約書」及び「多可町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手續などに関して、本ガイドラインと紀尾井町戦略研究所株式会社（以下「KSI」といいます。）ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓 約 書

以下を誓約いたします。

今般、多可町の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドライン及び多可町における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに多可町の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、多可町に対し一切異議、苦情などは申しません。

1. 私は、「公有財産売却ガイドライン」第1「1. 公有財産売却の参加条件」（1）～（13）に掲げる参加できない者のいずれにも該当しません。

2. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- （1） 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- （2） 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
- （3） 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
- （4） 契約の履行をしないこと。
- （5） 契約に違反し、契約の相手方として不適當と多可町に認められること。
- （6） 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- （7） 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適當と認められること。
- （8） 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

3 私は、多可町に対し、税や使用料等の滞納はありません。

4 私は、多可町の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」及び「売買契約書案」の各条項を熟覽し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について多可町に対し一切異議、苦情などは申しません。

多可町インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる方
- (2) 成年被後見人
- (3) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の本藩を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ていない者
- (7) 多可町における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められるもので、その事実があった後、2年間を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
 - ア 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ ア～ウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 多可町暴力団排除条例(平成24年条例第34号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない方

- (12) 多可町が定める本ガイドライン及び KSI に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (13) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に則って多可町が執行する一般競争入札手続の一部です。
- (2) 売買代金の残金（契約保証金を売買代金に充当したときの残金をいう。以下同じ。）の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、以後 2 年間多可町の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 売買代金を銀行振込する場合、多可町が納付を確認できるまで 5 営業日程度を要することがあります。（営業日とは、土日祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの休日を除く日をいいます。）

納付期限までに多可町が納付を確認できない場合は、参加者へ納付したかどうかを電話又は電子メールにより確認の後、領収書をご提示いただくことがあります。

- (5) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面や多可町において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
- (6) 売却システムは、KSI の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続を行ってください。

ア 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ 参加申込み（本申込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、多可町のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書（以下「申込書」といいます。）」及び「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、

（不動産の場合）、印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）（入札日より 3 ヶ月以内のもの）及び所定の誓約書を添付のうえ、

（動産の場合）、住民票（法人の場合は商業登記簿謄本又は登記事項証明書）の写しを多可町に送付又は持参してください。（郵送の場合は、書留又は簡易書簡により送付してください。（申込締切日の消印有効））

複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である印鑑登録証明書等は1通のみ提出してください。

(7) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること又は公有財産売却の全体が中止になることがあります。

(8) （不動産の場合）物件により現地内覧を行いますので物件詳細画面によりご確認ください。その他の物件は売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面等により現地を事前に確認してください。

なお、現地に駐車場はありませんので、周辺住民の方の迷惑にならないよう十分にご留意ください。

（動産の場合）現物の下見会については、それぞれの物件詳細画面に記載してありますので、確認してください。

(9) 多可町は、契約の相手方が前述第1 公有財産売却の参加条件など1. 公有財産売却の参加条件（9）に該当するか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴く場合があります。

(10) 前述（9）で得た情報を、多可町は他の多可町が関係する契約において活用する場合があります。

3. 用途の制限

当該物件については、契約書において以下の制限が付されますので、ご注意ください。

(1) 「多可町暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと。

(2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途」に供してはならないこと。

(3) 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと。

4. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など多可町の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者が売買代金の残金を納付したことを多可町が確認した時点で、所有権は落札者に移転します。

(3) 公有財産売却の財産が不動産の場合、多可町は、売買代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を所轄法務局に嘱託します。

(4) 公有財産売却の財産が不動産の場合、原則として物件に係る土壌調査及びアス

ベスト調査などは行っておりません。

また、開発（建築）などに当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

- （５） 公有財産売却の財産が動産の場合、多可町は、その公有財産の引渡しを売買代金納付時の現状有姿で行います。
- （６） 公有財産売却の財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続を行ってください。手続き後、1 か月以内に移転登録が行われたことが確認できる書類の写しを多可町公有財産売却担当まで提出してください。

5. 個人情報の取扱いについて

- （１） 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及び KSI 官公庁オークションに登録されているメールアドレスを多可町に開示され、かつ、多可町がこれらの情報を多可町文書管理規程（平成 17 年多可町訓令第 6 号）に基づき、5 年間保管すること。
なお、多可町から公有財産売却の参加者に対し、KSI 官公庁オークションで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
 - ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者の KSI 官公庁オークションを売却システム上において一定期間公開されること。
 - エ 多可町は、収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査などを行うことを目的として利用します。
- （２） 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記の内容などとは異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

6. 共同入札について（売払財産が不動産の場合）

- （１） 共同入札とは
一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- （２） 共同入札における注意事項
 - ア 共同入札する場合は、共同入札者の中から 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込み手続及び入札手続をすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申込み手続及び入札手続などについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。

手続の詳細については、「第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について」及び「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の住民票（住民票コード以外の記載を省略しないもの。）及び共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書などを入札開始までに多可町に提出することが必要です。なお、申込書は、多可町のホームページより印刷することができます（共同入札者の委任状も提出してください。）。

ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

法人で公有財産売却の参加申込みする場合は、法人名でログインIDを取得する必要があります。

共同入札する場合（不動産のみ）は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申込みを行ってください。また、共同入札者全員の住民票（住民票コード・個人番号以外の記載を省略しないもの。）及び申込書を入札開始2開庁日前までに多可町に提出してください（コピー可）。原則として、入札開始2開庁日前までに多可町が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2. 入札保証金の納付について

（1） 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、多可町が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

（2） 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、多可町が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

入札保証金には利息を付しません。

原則として、入札開始2開庁日前までに多可町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、KSI に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、KSI が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報（個人番号）を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、多可町のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、入札日前 3 か月以内に発行された住民票（住民票コード、個人番号以外の記載を省略しないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書）を添付のうえ、多可町に送付してください（コピー可。郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。

申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。

VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）

法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得した ID で公有財産売却の参加申込みを行います。当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

イ 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、多可町のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、入札日前 3 か月以内に発行された住民票（住民票コード、個人番号以外の記載を省略しないもの。法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書）を添付のうえ、多可町に送付してください（コピー可。郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が多可町に到着後、多可町から「納付書」を送付しますので、必要事項を記入の上、多可町が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

銀行振込の際の振込手数料は、公有財産売却の参加申込者の負担となります。

銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、多可町が納付を確認できるまで5営業日程度を要することがあります。

なお、FAXで納付済みの領収書の写しを送付していただくことがあります。

多可町が指定する金融機関については、下記を参照してください。

(ア) 指定金融機関

兵庫県信用組合の本店又は国内に所在する支店（出張所を含む。）

(イ) 収納代理金融機関

次の金融機関のうち国内に所在する本店又は支店（出張所を含む。）

みなと銀行、中兵庫信用金庫、みのり農業協同組合、ゆうちょ銀行

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに多可町の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札がなかったものとする取扱い

多可町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する方が行った入札については、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、多可町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のIDを落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のIDと落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 多可町から落札者への連絡

落札者には、多可町から入札終了後、あらかじめ ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

多可町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関（多可町）が落札者による売買代金の残金の納付を売買代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責めに帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

当該電子メールに表示されている整理番号は、多可町に連絡する際や多可町に書類を提出する際に必要となります。

（２） 落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

3. 売却の決定

（１） 落札者に対する売却の決定

多可町は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には多可町より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して多可町に直接持参又は郵送してください。

なお、契約書には契約金額に応じた額面の収入印紙が必要となります。

ア 必要な書類

（ア） 本籍地の市区町村が発行する身分証明書

（イ） 不動産の場合は、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

（２） 売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき又は落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 20 歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

4. 売買代金の残金の納付

(1) 売買代金の残金の金額

売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売買代金の残金納付期限について

落札者は、売買代金の残金納付期限までに多可町が納付を確認できるよう売買代金の残金を一括で納付してください。

売買代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売買代金の残金納付期限（契約締結日から 20 日以内で多可町が指定する日）までに売買代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売買代金の残金の納付方法

売買代金の残金は多可町が用意する納付書により納付してください。なお、売買代金の残金の納付に係る費用は、落札者の負担となります。また、売買代金の残金納付期限までに多可町が納付を確認できることが必要です。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

（不動産）

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込みとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 1 ヶ月程度要することがあります。

（動産）

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第 4 公有財産売却の財産の権利移転及び引渡しについて

多可町は、落札後、落札者と契約を交わします。（第 3 の 3（1）「落札者に対する売却の決定」参照）

多可町が売買代金の残金納付確認の後、不動産については落札者の請求に基づいて不動

産登記上の権利移転のみを行い、自動車については落札者が自動車登録手続を行うこととなります。

不動産を除く公有財産の引渡しは、原則として、多可町が指定する場所で直接引き渡しにて行います。ただし、引き取りできない場合は、落札者の申し出により財産の送付などを行います。その際必要な費用については、落札者の負担となります。

1. 権利移転の時期及び手続きについて

(不動産)

契約後、多可町より売買代金の残金納付用の納付書及び登録免許税納付書を送付しますので、落札者は登録免許税を納付したことを証する領収証書（原本）及び売買代金残金の納付書（コピー）を多可町に直接持参又は郵送してください。

- (1) 公有財産売却の財産は、売買代金の残金を納付したときに権利移転し、多可町において登記手続きを行います。

なお、落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

- (2) 所有権移転の登記が完了するまで、売買代金の残金納付確認後、1～2週間程度の期間を要することがあります。

- (3) 所有権の移転登記手続きが完了した後、現地立ち会いの上、引渡時の現状で土地を引き渡します。

(自動車)

契約後、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続を行う必要があります。

2. 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産に係る危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など多可町の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

なお、売買代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

- (2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

- (3) 物件の引き渡しは、現状有姿で行いますので、必ず事前に現地を確認して下さい。

- (4) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、すべて落札者において行っていただきます。

3. 引渡し及び権利移転に伴う費用について

(不動産)

- (1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は落札者の負担となります。

- (2) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当額の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

(動産)

(1) 契約書を締結し、引き渡しは売買代金の納付後に、売買代金納付時の現状で行います。

(2) 財産の引き渡しは、原則として多可町が指定する場所で直接引き渡しにて行います。直接引き渡しの際は、落札者の本人確認のため、次の(ア)及び(イ)の書面を持参してください。

(ア) 身分証明書

運転免許証、健康保険証、住民票など本人確認及び住所を証する書面

(イ) 多可町より落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

(ウ) 印鑑

落札者が法人の場合は、印鑑証明書と代表者の方の上記(ア)から(ウ)が必要です。

(3) 代理人が財産の引渡しを受ける場合は、(2)の(ア)から(ウ)のほかに、多可町に書面による委任状(落札者と代理人双方の印鑑証明書添付)を提出が必要です。(法人従業員の方が支払いを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状が必要となります。)

(4) 送付による引渡しを希望される場合は、「送付依頼書」の提出が必要です。

(5) 一度引渡しされた財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(自動車)

(1) 自動車の権利移転に伴う費用(自動車検査登録印紙、自動車取得税など)は、落札者の負担となります。

ア 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙が必要です。

イ 自動車取得税及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

第5. 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の процедуру中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など（以下「入札者など」という。）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、多可町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、多可町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、多可町は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、多可町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができな

いなどの事態が発生したときは、それに起因して入札者などに生じた損害について、多可町は種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、多可町は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身の ID 及びパスワードなどを紛失若しくは、ID 及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、多可町は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

多可町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、多可町物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、多可町が公開している情報（文章、写真、図面など）について、多可町に無断で転載・転用することは一切できません。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者及びその代理人（以下「参加者など」という。）は、KSI に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、KSI が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。